視聴覚障害者向け放送普及行政の指針の概要

1 策定の経緯

- (1) 平成9年に、郵政省(当時)は、2007年(平成19年)までに、新たに放送する字幕付与可能な放送番組*の全てに字幕を付すことを目標とする、字幕放送普及行政の指針を策定。平成18年度実績では、字幕付与可能な放送時間に占める字幕放送時間の割合は、NHK(総合)で100%、民放キー5局平均で77.8%となった。
 - ※「字幕付与可能な放送番組」とは次に掲げる放送番組を除くすべての放送番組
 - ① 技術的に字幕を付すことができない放送番組(例 現在のところのニュース、スポーツ中継等の生番組)
 - ② オープンキャプション、手話等により音声を説明している放送番組(例 字幕付き映画、手話ニュース)
 - ③ 外国語の番組
 - ④ 大部分が歌唱・器楽演奏の音楽番組
 - ⑤ 権利処理上の理由等により字幕を付すことができない放送番組
- (2) 総務省は、平成 18 年 10 月から平成 19 年 3 月まで「デジタル放送時代の 視聴覚障害者向け放送に関する研究会」を開催(座長:高橋紘士 立教大学 大学院 21 世紀社会デザイン科教授)。

本年3月に公表した報告書において、平成20年度以降の視聴覚障害者向け放送の普及拡大に向けて、平成29年度(2017年度)までの新たな字幕・解説放送の行政指針の策定などが提言されたことを踏まえ、行政指針の策定を行うもの。

2 新たな行政指針について

(1) 目標期間

平成 20 年度(2008 年度)~平成 29 年度(2017 年度) (技術動向等を踏まえて、策定から 5 年後を目途に見直しを行う。)

- (2) 字幕放送について(平成9年策定の行政指針からの主な改正点)
 - ① 字幕付与可能な放送番組の定義を拡大し、新たに以下の放送番組を字幕付与可能な放送番組に含めることとする。また、新たに放送する放送番組だけでなく、再放送番組も含め、平成 29 年度(2017 年度)までに、対象の放送番組の全てに字幕が付与されることを目標とする。
 - ・複数人が同時に会話を行う場合以外の生放送番組
 - 手話により音声を説明している放送番組
 - ・大部分が歌唱の音楽番組
 - ② <u>データ放送やオープンキャプションにより番組の大部分を説明している</u> 場合も、字幕放送に含めることとする。
- (3) 解説放送について(新たに策定)

新たに行政指針を策定し、平成 29 年度 (2017 年度) までに、対象の放送番組の 10% (NHK総合、民放キー5 局等)、15% (NHK教育) に解説が付与されることを目標とする。

視聴覚障害者向け放送普及行政の指針

(平成 19 年 10 月 30 日策定)

1 字幕放送(注1)

	普及目標の対象			/ ++ -> /
	対象時間	対象番組	目標	備考
NHK	7 時 から 24 時	字幕付与可能 な全ての放送 番組(注2)	2017 年度までに 対象の放送番組 の全てに字幕付 与	教育放送について は、できる限り目 標に近づくよう字 幕付与する。
放送大学学園			聴覚障害者等の ニーズの実態を 踏まえ、できる限 り多く字幕付与	
地上系民放 放送衛星による 放送(NHK の放送 を除く)			2017 年度までに 対象の放送番組 の全てに字幕付 与	県域局についり にるくる。 ででづるのの でがあるので でがあるので ででで でで でが でが でが でが でが でが でが でが でい が でい が でい が でい が でい が でい が でい が でい が でい が り に は い が り に は い に は い に は い に は い に り に り に り に り に り に り に り に り に り に
通信衛星による 放送 有線元ビジョン放 送 電気通信役務利 用放送			当面は、できる限 り多くの放送番 組に字幕付与	

- 注1 字幕放送には、データ放送やオープンキャプションにより番組の大部分を説明している場合を含む
- 注2「字幕付与可能な放送番組」とは次に掲げる放送番組を除く全ての放送番組
- ①技術的に字幕を付すことができない放送番組(例 現在のところ、複数人が同時に会話を行う生放送番組)
- ②外国語の番組
- ③大部分が器楽演奏の音楽番組
- ④権利処理上の理由等により字幕を付すことができない放送番組

2 解説放送

	普及目標の対象		C 4#	/# **
	対象時間	対象番組	目標	備考
NHK	7 時 から 24 時	権理解と放く番利由説が送全組埋に付き組のよよすなを放めします。	2017 年度までに 対象の放送番組 の 10%に解説付 与	教育放送について は、対象の放送番 組の15%に解説付 与する。
放送大学学園			視覚障害者等の ニーズの実態を 踏まえ、できる限 り多く解説付与	
地上系民放 放送衛星による 放送(NHK の放送 を除く)			2017 年度までに 対象の放送番組 の 10%に解説付 与	県域のででは、 はでででする。 はでいますのでは、 でででするのででは、 でででするのでででする。 はではないできるでではないが、 はないではないできます。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、
通信衛星による 放送 有線元ビジョン放送 電気通信役務利 用放送			当面は、できる限 り多くの放送番 組に解説付与	

※視聴覚障害者向け放送普及行政の指針策定後は、技術動向等を踏まえて、 5年後を目途に見直しを行う。